

地方税法の改正による平成26年度の市・県民税の主な改正点

○均等割の標準税率の特例（平成26年度～平成35年度までの10年間）

東日本大震災復興基本法の第2条に定める基本理念に基づき、平成27年度までの間において実施する施策のうち全国的、かつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源を確保するため、臨時的措置として個人住民税の均等割の標準税率について地方税法の特例が定められました。

・特例の内容

市民税・県民税の均等割にそれぞれ500円が加算され、市・県民税（個人住民税）が年額1000円引き上げられます。

均等割額	平成25年度まで	平成26年度～平成35年度
市民税	3000円	3500円
県民税	1500円	2000円
合計	4500円	5500円

※県民税には、森づくり県民税500円を含みます。

○「ふるさと寄付金」の税額控除の見直し

平成25年分の所得税から適用される復興特別所得税（所得税額の2.1%相当額）が課税されることに伴い、所得税において寄付金控除の適用を受けた場合、所得税額を課税標準とする復興特別所得税額も軽減され控除額が増加し、「ふるさと寄付金」に係る個人住民税の特例控除額については、復興特別所得税の軽減分だけ調整され控除額が減額されます。

なお、所得税と住民税の控除額の合計は以前の計算方法で算出した場合と同じになり、全体の控除額には変更ありません。

〈参考〉白色申告者の記帳・帳簿等の保存制度の変更

前年までの記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、青色申告の人のほか、白色申告の人のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える人でしたが、平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます。

・対象となる人

事業所得（農業・営業など）、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての人
※所得税の申告が必要のない人で、市・県民税の申告が必要な人も対象となります。

・帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

※帳簿書類の保存期間

- ・収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿）・・・7年
- ・業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿）・・・5年
- ・決算に関して作成した棚卸表その他の書類・・・5年
- ・業務に関して作成し、または受領した請求書・納品書、送り状、領収書等の書類・・・5年

■問い合わせ 税務課市民税係 ☎210214

税務職員を装った者からの不審な電話にご注意ください！



・国税局や税務署の職員を名乗る者からアンケートや年金受給調査と称して、個人情報聞き出すとする事例が多発しています。不審な電話があった場合は、税務署にお問い合わせください。

■問い合わせ 高梁税務署総務課 ☎22546（音声ガイダンスに従い「2」を押してください。）

市民税・県民税の申告および所得税の確定申告相談日程表

■問い合わせ 税務課市民税係 ☎210214

- ◆今回から、期間中はどの日にどの会場でも申告相談を受けられるようになりました。最寄りの会場や職場に近い会場など、ご都合のよい会場をご利用ください。受け付けが午後7時までの日も設けていますので、ご利用ください。
- ◆有漢、成羽、川上、備中地域については、地域の目安以外の人の受け付けは、原則午後1時からとさせていただきます。
- ◆税務課や地域局へ直接来られても申告することができません。ご了承ください。
- ◆申告用紙は、税務課、各地域局、各地域市民センター、坂本生活改善センター、吹屋分館、中生活改善センターに備えていますのでご利用ください（申告書の全世帯への配布は行っていません）。
- ◆作成済み申告書の提出のみの場合は、税務課および各地域局、各申告会場で随時受け付けます。

月日（曜日）	会場	受付時間	地域の目安 ※
2月17日（月）		午前9時～午後7時	市内全域
2月18日（火）	高梁総合文化会館	午前9時～午後4時	市内全域
2月19日（水）			落合町（近似除く）、松原町
2月20日（木）	川面地域福祉センター	午前9時～午後7時	宇治町、川面町、松原町
2月21日（金）		午前9時～午後4時	中井町、高倉町（大瀬八長除く）
2月24日（月）	津川総合会館		津川町、巨瀬町
2月25日（火）	有漢地域センター	午前9時～午後7時	有漢町有漢、中井町、巨瀬町
2月26日（水）		午前9時～午後4時	有漢町有漢、中井町
2月27日（木）		午前9時～午後4時	有漢町有漢、巨瀬町
2月28日（金）	備中総合センター	午前9時～午後7時	備中町東油野・西油野・西山・平川
3月3日（月）		午前9時～午後4時	備中町布賀・布瀬・長屋・志藤用瀬・田原、成羽町布寄田原・中野田原・阿部山・坂本
3月4日（火）	成羽文化センター	午前9時～午後7時	成羽町成羽・羽山、宇治町
3月5日（水）		午前9時～午後4時	成羽町佐々木・星原・下原・日名、落合町（近似除く）
3月6日（木）			成羽町羽根・小泉・布寄（田原を除く）・長池・相坂・吹屋・中野（田原を除く）
3月7日（金）	川上総合学習センター	午前9時～午後7時	川上町七地・三沢・領家・臘数・吉木
3月10日（月）		午前9時～午後4時	川上町仁賀・下大竹・地頭
3月11日（火）			川上町上大竹・高山・高山市・大原
3月12日（水）	高梁総合文化会館	午前9時～午後7時	内山下から段町、松山、玉川町、高倉町大瀬八長、落合町近似
3月13日（木）			高梁地域全域
3月14日（金）			市内全域
3月17日（月）			午前9時～午後4時

※地域の目安は混雑対策に設けていますが、限定するものではありません。生活福祉バス等の移動手段や仕事等のご都合で使いわけてください。